

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年12月 8 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 6 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 5 承認第 7 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 6 承認第 8 号 令和 3 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更
についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 承認第 9 号 令和 3 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につい
ての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 承認第10号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 9 承認第11号 令和 3 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2
号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第12号 令和 3 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専
決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第90号 動産の買入れについて
- 日程第12 議案第91号 動産の買入れについて
- 日程第13 議案第92号 関ヶ原町議会議員及び関ヶ原町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第93号 関ヶ原町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴
う固定資産税の特例に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第94号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第95号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第96号 関ヶ原町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第97号 関ヶ原町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第98号 令和 3 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更につ
いて
- 日程第20 議案第99号 令和 3 年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更

について

- 日程第21 議案第100号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第22 議案第101号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第102号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第103号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第104号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第26 議案第105号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第106号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	中川敏之君	総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長心得	難波真哉君
会計管理者 兼税務課長	岩田英明君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	福安健司君	水道環境課長	山田勝君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳永英俊君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	西村清志君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長心得 関 東 正 晃

書

記 高 木 聖 敏

書 記 小 寺 由 香

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまより令和3年第7回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番 吉田仁君、1番 高木博之君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの10日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの10日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和3年8月分から10月分までの出納検査結果報告がありましたので、印刷して配付してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第4、承認第6号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、承認第6号について御説明申し上げます。

町内のグループホームにおきまして、来春の開設を目指し、施設の増床等の申請を受け、早期の補助金交付をいたしたく、4,115万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億

8,912万円とする令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） それでは、承認第6号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて詳細説明をさせていただきます。

5ページの歳出をお願いいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金4,115万1,000円、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金でございますが、東町地内の認知症対応型共同生活介護施設グループホームうららびより関ヶ原でございますが、9床の増設をし、18床にされることに伴う建物の施設整備費補助金3,360万円及び備品購入費などの開設準備に伴う補助金755万1,000円でございます。施設整備に伴う3,360万円は、補助基準額の上限でございます。

また、開設準備に伴う755万1,000円は、1床当たりの補助基準額が83万9,000円の9床分でございます。

続きまして、歳入でございますが、県支出金、県補助金、民生費県補助金の社会福祉費補助金4,115万1,000円は、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金で、全額県の補助金でございます。

今回、11月18日付の専決処分により補正をさせていただきましたが、本来ならば当初予算に予算を計上し、補助金の申請、また交付決定等をさせていただくのが本来でございますが、令和4年春からの開設に間に合わせるために一日も早く事務手続を進める必要がございましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。補正予算の事務手続が遅れましたことをおわび申し上げまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、承認第7号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第7号について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス禍の長期化などに対し、国が経済対策を打ち出され、18歳以下の子どもに対し10万円相当の給付が決定され、うち現金5万円は年内の支給を示されておりますので、早期に給付事務に着手できるよう、関連経費の3,972万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億2,884万4,000円とする令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）を専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） それでは、承認第7号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて詳細説明をさせていただきます。

11ページの歳出をお願いいたします。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の補正額3,972万4,000円でございます。18歳以下の子どもに10万円相当額を給付する事業のうち、5万円をプッシュ型で給付する事業に伴う経費でございます。

職員手当等6万9,000円、需用費27万9,000円、役務費23万3,000円、また委託料69万3,000円につきましては、主にシステム改修等の事務経費でございます。

負担金補助及び交付金の3,845万円は、1人当たり5万円の給付769人分でございます。内訳としましては、未就学児が181人、小学生が248人、中学生が158人、高校生が172人で、今後の出産予定等も含めまして769人分でございます。

続きまして、10ページの歳入をお願いいたします。

国庫支出金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の3,972万4,000円でございます。内訳としましては、子育て世帯臨時特別給付金の給付事業費補助金、給付分でございますが、3,845万円、事務費分としまして事務費補助金の127万4,000円でございます。

児童手当の支給世帯につきましては、高校生分も含めて年内に支給をするようにということでございますので、早急に事務を進めるため、11月25日付で専決処分をさせていただきました。

なお、児童手当の支給のない世帯の高校生分、高校生だけの世帯につきましては、保護者からの申請が必要となるため、1月の支給を予定しております。

また、5万円相当のクーポンを給付する事業につきましては、先日国から制度の説明会がございましたが、詳細につきましてはこれからでございますので、今回の補正予算には計上をしておりません。改めて補正予算をお願いすることになると思いますので、よろしくお願いをいたします。

詳細説明は以上とさせていただきます。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 今詳細説明があった子どもの人数について、何%に当たるのかということと、高校生については、自分、我が家が、所得制限がかかっているということで、対象になるかならないかというのがあるのかなあと思うんですが、そういう心配はない感じでしょうか。

それともう一つ、5万円のクーポン券ですけど、これについては非常に経費がさらにかかるということで、今すごい問題というか、話題になっています。中には現金給付でもいいよというような情報もありますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） すみません、最初の質問の率というのは。

○5番（田中由紀子君） 全部の子どもの。

○住民課長（西村克郎君） 全部の子どもと言われますと、子ども全員だと思います。

〔「高所得世帯や」の声あり〕

所得制限につきまして、まだその辺のことは情報センターのほうに、要は情報センターのほうのシステム改修がまだ済んでおりません。それで、どれだけの方が対象になるかということがまだ出力できない状態でございますので、早くて明日の夜にシステム改修が終わるということでございますので、それ以降にしかどれだけの方が対象になるかということは正直分らないところでございます。

高校生の所得制限につきましても同じでございますので、まず今回は児童手当支給世帯に対する事務を進めさせていただいて12月中に支給をする。高校生だけの世帯につきましては1月の支給を目指してということで、今回の児童手当支給世帯の後に事務をさせていただきますので、その点についても、まだ所得制限がかかるかどうかということが、どのぐらいかかるかという

こともまだ分かってございません。

また、3月頃のクーポンという話でございますが、こちらも先日説明会がございましたが、今回いろいろ世間でも、また現金支給とかいろいろございますので、その点も含めてまた県の意見等、情報とかも入れまして、また町でも相談させていただいて、また決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） すみません、残りのものはクーポンということでございますが、これもすぐに決まり次第お支払いするようなことになるかと思いますが、それも専決でということになるのでしょうか。まだ先のことです。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 国のほうの予算がいつの時点で通るかによって決まってくるということでございます。町としては、決まった段階でできるだけ早期に事業を執行させていただきたいと思っておりますので、そのタイミングにもよりますが、場合によっては専決もあり得るということで御理解いただきたいと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第8号から日程第10 承認第12号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、承認第8号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についての専決処分の承認を求めることについてから日程第10、承認第

12号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてまでを一括して議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第8号の令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についての専決処分の承認を求めることについてから承認第12号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについての5つにつきましては、関連がございますので一括にて説明させていただきます。

今須農業集落排水事業及び公共下水道事業について、本年度の消費税確定申告後に大垣税務署から仕入税額控除の計算に誤りがあるとの御指摘を受け、追加納付が必要となったことから、それぞれ特別会計にて公課費の追加と一般会計からの繰入金を変更する補正予算をそれぞれ専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） 承認第8号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についての専決処分の承認を求めることについてから承認第12号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて御説明をさせていただきます。

まず初めに今回、消費税の修正申告に至った経緯につきまして御説明を申し上げます。

今須農業集落排水事業、公共下水道事業における消費税等につきましては、本町では毎年還付を受けている状況でございましたが、本年9月の申告後、大垣税務署より、町一般会計からの繰入金の使途のうち税額控除の計上に誤りがあり、還付申告額が過大になっている可能性があるとの指導を受け、指導事項も含め全体的な見直しを行ったところ、算定誤りによる過大申告及び過少申告が判明をいたしました。

具体的に申し上げますと、御承知のとおり、公共下水道事業等の財源につきましては、下水道使用料や国庫補助金のほか、一般会計からの繰入金が充当されております。この一般会計繰入金を充当した一部の費目について、消費税の算出において仕入税額控除の対象としておりました。

これまでの消費税の申告につきまして、その都度審査が行われ、適切に処理してきたという認識の下、税務署と協議を行いました。が、解釈の違いにより、繰入金を充当した委託料や工事費等一部の費目については税額控除の対象とはならないものとして経理すべきとの見解に至りました。このため、平成28年度から令和2年度までの5年間分の消費税の更正の請求及び修正申告を、去る令和3年11月30日に大垣税務署に提出したものでございます。

延滞税の計算は、法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じ計算されることから、速やかに納付を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月1日に専決処分とさせていただき、令和3年12月3日に全額を納付いたしました。

納付額は、今須農業集落排水事業が164万8,200円、公共下水道事業で271万2,720円で、それぞれ今須農業集落排水事業につきましては3万5,600円の延滞税、公共下水道事業につきましては8万8,500円の延滞税を含んでおります。

消費税に関する事務につきましては、高度な専門知識と判断が必要とされます。今後は、経理計算手順について再度整理を行うとともに、研修等により消費税の確定申告に関する知識を一層深め、申告の内容の精査を徹底してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

それでは、専決処分とさせていただきました内容について御説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。

令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）で、目5農地費の繰出金で144万9,000円、目1都市計画総務費の繰出金で152万3,000円をそれぞれ増額いたしまして、歳入に前年度繰越金の297万2,000円を充てております。

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。

令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）で、目1一般管理費の公課費で164万9,000円を増額し、1枚戻っていただいて25ページで、歳入で一般会計繰入金144万9,000円、前年度繰越金で20万円を充てております。

続きまして、議案書の32ページをお願いいたします。

令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、目2公共下水道建設費の公課費で271万3,000円を増額し、前のページの31ページで、歳入といたしまして、一般会計繰入金152万3,000円、前年度繰越金119万円を充てさせていただいております。

あわせまして、今須農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計への繰入金の変更の専決処分を行わせていただいております。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより承認第8号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についての専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これより承認第9号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についての専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第9号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これより承認第10号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第10号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これより承認第11号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第11号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これより承認第12号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第12号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第90号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第90号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第90号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和3年12月8日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 買入れ物件、小中学校電子黒板システム整備一式。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約金額、858万円。
4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市市橋5丁目4-18、教育産業株式会社岐阜営業所、所長市川勝也。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第90号について御説明申し上げます。

町内の各小中学校への電子黒板システムの購入につきまして、去る令和3年11月30日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、教育産業株式会社岐阜営業所が落札いたしましたので、同社と契約の締結をいたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、教育課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 議案第90号 動産の買入れについての詳細説明を申し上げます。

今回購入をさせていただきますのは、電子黒板7台の購入代金でございます。内訳は、関ヶ原小学校分が3台、関ヶ原中学校分が4台となっております。今回の導入によりまして、関ヶ原小学校が合計17台、関ヶ原中学校が合計15台となりまして、普通教室及び特別教室の全室に配備が完了するものでございます。

それでは、議案資料の2ページをよろしくお願いいたします。

去る令和3年11月30日に5社による指名競争入札を行いました。その結果、教育産業株式会社岐阜営業所が消費税を含む契約金額858万円で落札となり、本契約を締結したいので議会の議決をお願いするものでございます。

なお、この購入代金につきましては、9月議会で御説明させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しております。

納期につきまして、令和4年3月31日までとなっておりますが、できるだけ早期の納品をお願いしたいと考えているところでございます。

詳細説明につきましては以上とさせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第91号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第91号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第91号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和3年12月8日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 買入れ物件、人工腎臓装置。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約金額、3,568万4,990円。

4. 契約の相手方、愛知県名古屋市緑区大高町字坊主山1-12E S R内、宮野医療器株式会社名古屋営業所、所長 小林寛樹。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第91号について御説明申し上げます。

診療所における人工腎臓装置、いわゆる人工透析でございますが、の購入につきまして、去る令和3年11月30日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、宮野医療器株式会社名古屋営業所が落札いたしましたので、同社との契約の締結をいたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、議案第91号 動産の買入れについ

て御説明申し上げます。

議案資料により御説明させていただきますので、まず資料の４ページをお願いいたします。

人工腎臓装置の導入につきまして、令和３年11月30日に指名競争入札により入札を執行し、その結果、宮野医療器株式会社名古屋営業所が落札業者となりましたので、議案資料の３ページのとおりに、愛知県名古屋市緑区大高町字坊主山１－12E S R内、宮野医療器株式会社名古屋営業所との間で契約金額3,568万4,990円の物品購入仮契約書を締結しております。

今回の人工腎臓装置の購入につきましては、条例第６号、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、予定価格700万円以上の動産の買入れとなるため、本議会において提出させていただいたところでございます。

現在使用しております人工腎臓装置は、平成17年１月に購入した医療機器で、既に耐用年数7年を大幅に経過していることもあり、昨年度より経年劣化による制御部品等の不具合も生じてきており、今後は機器の部品の供給停止により故障時の対応が困難となってくることが予想されるため、今年度において装置の更新整備を進めているところでございます。

なお、今回の機種を選定につきましては、４社のデモ機を用いまして、こちらが求める必要条件、性能、使い勝手等について現場スタッフにより比較検討し、その後内部の機種選定委員会において審議、そして検討した結果、東レ・メディカル社製の装置を導入することで進めております。

何とぞ御理解を賜り、本件について御審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上、私からの説明となります。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第92号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第92号 関ヶ原町議会議員及び関ヶ原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第92号について御説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正に伴い、町村の選挙においても選挙公営の対象を市と同様のものに拡大されたことを受け、町議会議員及び町長の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

何とぞ御審議賜りますようお願いいたします。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第92号につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の36ページからよろしくお願いをいたします。

提案説明にもございましたが、公職選挙法の一部改正に伴いまして選挙運動用の公費負担制度が町村の選挙まで拡大をされましたので、関ヶ原町議会議員及び関ヶ原町長における選挙運動の公費負担に関する規定を整備するため、本条例を制定させていただくものでございます。

まず第1条でございます。こちらにつきましては、趣旨を規定させていただいております。公職選挙法において条例で定められる選挙公営として規定される選挙運動用に係る自動車使用、ビラの作成、ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものとしております。

次に、第2条におきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担について規定し、候補者1人当たり選挙運動期間における限度額を規定しております。

第3条におきましては、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出についてでございます。公費負担の適用を受ける場合には、事業者と有償契約を締結し、関ヶ原町選挙管理委員会に対し届出をすることが必要であるということを規定しております。

次に、第4条でございます。こちらにつきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続について契約類ごとの公費負担額を規定しておるものでございます。

まず第1号でございます。こちらにつきましては、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約をされる場合の1日当たりの限度額を規定しております。

次に、第2号では、第1号の一般乗用旅客自動車運送事業者以外の契約の場合でございます。いわゆる個別契約の場合を規定しております。

アにおきましては、選挙運動用自動車の借入れ契約の場合の1日当たりの限度額を規定しております。

イにおきましては、燃料供給契約の場合の1日当たりの限度額でございます。

ウにおきましては、運転手の雇用契約における1日当たりの報酬限度額を規定しているものでございます。

次の第5条でございます。こちらにつきましては、契約の指定を規定しております。この規定は、公職選挙法施行令第109条の4第3項の規定によりまして、複数の契約がある場合には、候補者が指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時には利用することができません。候補者による指定が必要というようなことで御理解をいただければと思います。

第6条におきましては、選挙運動用のビラの作成の公費負担についてでございます。対象となるのはビラの作成費用であることを規定しているものでございます。

第7条におきましては、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出についてでございます。選挙運動用のビラ作成に関し、この選挙公営制度の適用を受けるには、業者と有償契約を締結し、関ヶ原町選挙管理委員会へ所定の届出をすることが必要であるということを規定してございます。

次に、第8条におきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続についてでございますが、1枚当たりの製作費の限度額を規定しているものでございます。

次に、第9条になります。こちらにおきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担についてでございますが、公費対象となりますのは、ポスター掲示場に掲示するポスターの作成費用であるということを規定させていただいております。

次に、第10条におきましては、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出についてでございます。選挙運動用ポスター作成に関し、選挙公営制度の適用を受けるには、業者と有償契約を締結し、関ヶ原町選挙管理委員会へ所定の届出をする必要があるということを規定しております。

第11条におきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続についてでございます。本条は、選挙運動用ポスターの作成費用の単価上限及び枚数上限を規定し、ポスターの公費負担の上限を規定したものであるとともに、作成費用につきましては、業者からの請求に基づいて、業者に対して支払うということを規定しているものでございます。

第12条におきましては、条例の施行に関し、必要な事項については、関ヶ原町選挙管理委員会の規定の作成を委任するものでございます。

なお、本条例中の第2条及び第6条、また第9条のただし書にもございますが、供託物、いわゆる供託金が没収される候補者の場合は、この選挙公営制度における各種の請求はできないものということを規定しているところでございます。

なお、附則でございますが、施行規則につきましては公布の日から施行するものとし、適用

区分につきましては、本条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用するものでございます。

簡単な説明ではございますが、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 1 つはビラの作成についてですが、これは1,600枚というふうに決められておるんですね。それで、いろいろこれまでの国の選挙なんかですと、証紙を貼らないかんとか、新聞折り込みしかいかんとか、本人がおるところしか配っちゃいけないとかいろんな制約があるんですが、そういう細かいところまでは分かりますでしょうかということと、一定の町財政が出ることになるんですけれども、これに対する何か交付金等、ありましたらお知らせください。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 今、ビラの1,600枚というお話がございましたが、こちらは公職選挙法で上限が決められているということで、それは町議会選挙においてでございます。細かい点につきましては、特に変わったことは今回はございませんので、法改正においても従来どおりだと思います。今回変わったのが公費で負担ができるよということだけということで御理解いただければと思います。

あと、財政的な持ち出しが発生するということに対する交付金等のお話ですけど、そこについては現在のところ何も示されておりませんので、あくまでも町が独自で負担をしていくというようなものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 7 番 楠達男君。

○7 番（楠 達男君） この条例の目的、趣旨は、言うまでもなく住民の方の政治への参画を、より参画をしやすいようにする、言わばハードルを下げたということだと思います。そういうことからすると、町民の皆さんへの趣旨の徹底というか、情報開示みたいなものはどう考えておられるのかということと、それから今回の公費負担の中には、選挙事務所を各候補者が、例えば借り上げた場合は入っていないですよ、公費負担の中には。これは何か理由があるのかということ。

それともう一件、確かに公費負担の部分はありがたいことではありますよね、立候補を予定されている方は。ただ、同時に15万円の供託金が発生するわけですよ。そのことも含めて住民の皆さんへのお知らせ、周知徹底というのをぜひお願いしたいと思います。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） まず事務所の借り上げの部分につきましては、なぜ入っていないかということは、ちょっとそこら辺につきましては分かりかねる部分がございますので、その辺りについては御理解をいただきたいと思います。

あと今回、今お話がありましたように、公職選挙法の改正では15万円の供託金が要するというような改正も同時にされておるわけですが、住民への開示、情報提供でございますが、今回この12月の議会において上程をさせていただいたということは、まず公布をしてからその以後の選挙に適用ということで、想定をしているのが令和5年4月の本町の町議会選挙が一番最初に該当してくるであろうというようなことで、おおむね1年半前というようなことなんですけれども、今回、少しでも早く条例を制定させていただいて、いろんな方、選挙に出やすいという環境をつくるためのものですので、早めに広報とか何らかの形で、選挙運動についてはこの部分について公費負担が条例で制定されたということを広報とか何かで早めに周知をして、また候補者の方が出やすい環境をしっかりとつくっていくというふうには考えておりますので、この時期に上程をさせていただいたということも含めて、情報提供というのは早めに行いたいというふうに考えております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第93号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第93号 関ヶ原町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第93号について御説明申し上げます。

本年4月に過疎指定を受け、関ヶ原町過疎地域持続的発展計画の策定をさせていただいたところでございます。本計画により、地方税法第6条第1項の規定に基づき固定資産税について特例を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） それでは、議案第93号 関ヶ原町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例について詳細説明を

させていただきます。

議案書は40ページ、41ページとなります。

今回の条例は、新過疎法の適用に伴う固定資産税の課税免除を行うためには市町村の条例で定めることとなっておりますので、地方税法の規定に基づき定めるものでございます。

まず第1条では、先般策定されました関ヶ原町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内、こちらは町内全域になっております、における法第24条、固定資産税の課税免除等に関する減収補填について定める規定でございます、に規定されました固定資産税の課税免除等の特例を定める旨を規定しております。

続きまして、第2条第1項では、特例措置を受ける対象事業、対象固定資産並びにその取得価格の要件などを定めており、第2項でその免除期間は3年間と定めております。

具体的な内容としましては、製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業を営む個人及び法人が、事業用家屋あるいは償却資産、そして土地、土地については1年以内に家屋が着工という条件がついております。などを取得された場合、その取得価格が500万円以上、ちょっと条件がありまして、製造業、旅館業の法人の場合、資本金が5,000万円以上の場合、取得額が1,000万円、資本金が1億円以上になりますと2,000万円というような条件がつきます。これらの場合、取得された翌年から3年間、固定資産税が免除されるというものでございます。これらの減収補填についても過疎法の第24条で定められております。

また、第3条、第4条で課税免除の申請及び免除の取消しなどに関する事、第5条で申請書の様式などを定めた規則への委任事項を定めております。

最後に、附則としまして、第1条でこの条例の施行期日について、第2条で新過疎省令において定められる固定資産の取得期限に合わせた本条例の失効の規定を定め、第3条でそれに伴う経過措置を定めております。

説明は簡単ですが以上とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 条例そのものは非常にありがたいというか、非常に意義のあることだと思いますが、ただ最大の問題は、この条例をつくって終わりということではないと思うんですよね。この条例の第1条にも触れられていますけれども、やっぱり過疎化からいかに脱却して、我が町が本当に住民にとって住みやすいまちにする。そのための一つのツールというか、条件としてこの条例があると思います。

それで、この条例は時限立法ですよ、3年間の。その間にこの条例を生かしてどのようなまちづくりをするかということが問われると思うんですよ。だからそういう点で、町長の所信というか、決意を伺いたいということ。

それから、具体的に言えば、商工会なり、あるいは観光協会ともっと連携をしながら、具体的なまちの活性化のための、例えばいつも私も言っていますけれども、記念館に隣り合わせた陣場野の通りを、例えばふれあい横町みたいな形をつくっていくということをこの条例と併せて考えていくべきではないかと思いますので、町長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今回の趣旨は、今御提案があった観光とかそういうことだけじゃなしに、町内の全ての事業者がこういう制度を使って新たな投資をやることによって活性化を図ることが趣旨でございますので、そういった意味では、全ての対象として投資、また新たな事業をやっていただいて、活性化につなげていただきたいと思っていますところでございます。

そういった中で、町として、古戦場のまち関ヶ原ということでの観光事業を推進しておりますので、そういった意味での観光事業、観光客相手の新たな取組というものはぜひともやっていただきたいと思いますので、町としてもバックアップをしていきたいというふうに思っております。その中で、どういう形が今後できるか、町としてこれをやってくださいということを示せるのか、こういったことについては検討をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） すみません、これは固定資産の特例ということですが、ほかにこのような事業で重複するような優遇措置って何かほかにありませんでしたかね。その辺だけちょっとお聞きしたいんですが、思い当たれば、現存で。

〔「税控除の話じゃなくて全体的な話ですか」の声あり〕

全体で。

〔「税制面のことでなくてでということですか」の声あり〕

はい。これは固定資産なので、あと償却資産の何かあれですか、よく控除が出てくると、申請してもらおうと。直接関係ないならいいですけど。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 税制面のことを言えば、特別償却に関わり、当然所得税や法人税というのも減額の対象になってくるということと、過疎地域になったことでの全体の国からの支援等は、過疎債であるとか過疎地域発展的支援交付金であるとか、いろんなメニューが

ありますので、それをここで一つずつ言ったほうがいいですか。

○1番（高木博之君） ちょっと聞きたかっただけでやで。

○企画政策課長（高木久之郎君） まだいろんなメニューがあるということは。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時04分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第94号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第94号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第94号について御説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布、施行を受け、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第94号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

今般の条例改正は、先ほどの町長の提案説明にもございましたが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布、施行を受け、改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定、また想定されるものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものでございます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

新旧対照表の改正前の第5条第2項から6ページまでの第6項でございますが、今回の条例改正では、電磁的記録等に関する規定を、新たな条文を、改正後の第53条でございますが、規定するため、削除をさせていただきます。

改正前の第38条第2項につきましても、同様に削除をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

改正後の第42条は、字句の追加でございます。

第4章雑則の第53条電磁的記録等でございますが、記録、作成、保存等で書面、書類、文書等、書面等により行うことが規定されているものにつきましては、書面等に代えて電磁的記録により行うことができるものとしております。

第2項においては、書面等の交付、また提出について、電磁的記録により作成されている場合は、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、電子情報処理組織、その他の情報通信の技術を利用し提供することができるものとしており、書面等で交付、また提供をしたものとみなすこととしております。

8ページをお願いいたします。

第4項におきましては、あらかじめ保護者に対し、電磁的方法の種類、内容を示しまして、承諾を得なければいけないとしております。

9ページの第5項では、保護者から電磁的方法を受けないことの申出があったときは、電磁的方法により提供してはいけないこととしております。

第6項では、第2項から第5項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用することとしており、それぞれの文言を読み替えることとしております。

議案書の44ページに戻っていただきまして、最後の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第95号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第95号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第95号について御説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第95号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

議案書の46ページをお願いいたします。

今般の条例改正は、健康保険法施行令の一部改正によりまして、産科医療補償制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に見直しをされ、引き下げられることとなりますが、少子化対策としての重要性に鑑み、支給総額については現行の42万円を維持するため、条例第6条第1項において、出産育児一時金の支給額については、現行の「40万4,000円」から「40万8,000円」に引き上げるものでございます。実際の支給額につきましては、改正前も改正後も42万円でございます。

附則としまして、この条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置としまして、この条例の施行の日前に出産した場合の一時金の額につきましては、従前の例によるものでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第96号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第96号 関ヶ原町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第96号について御説明申し上げます。

消費税の取扱いにつきまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 議案第96号 関ヶ原町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書47ページ及び議案資料11ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、町道の占用期間について、その期間が1月を満たない場合に、その占用料に対して消費税法第6条別表第1第1号に基づき、課税対象とする項の追加が主な改正点でございます。

改正内容といたしまして、改正前の第2条第2項中の「前項」を「前2項」に改め、同項を新たに第3項とし、同条第1項の次に第2項として、占用の期間が1月に満たない場合は、別表占用料の欄に定める金額を期間で除した額に対して各消費税率を乗じた合算額とする内容を追加するものです。

次に、別表備考第7号中の新旧対照表の4行目になりますが、「計算」の後ろの「し」から始まるんですが、「し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算」を削除するものです。これは、別表中に占用料が月額で定められている項目がないことによるものです。

なお、この条例につきましては、令和4年4月1日から施行させていただきまして、施行日前の許可に係る占用料については、従前の例によることとさせていただきます。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第97号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第97号 関ヶ原町流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第97号について御説明申し上げます。

消費税の取扱いにつきまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 議案第97号 関ヶ原町流水占用料等徴収条例の一部を改正する

条例について御説明申し上げます。

議案書49ページ及び議案資料14ページをお願いいたします。

今回の主な改正につきましては、改正前の別表記載の流水占用料及び河川産出物採取料について、各区分における額の表示について消費税込みであるかどうかの記載がないことから、これを明確化するために、今回税抜きの額とした上で、それぞれの条項において消費税法及び地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えるとする内容を追加するものでございます。

改正内容といたしましては、根拠法により明確にするために、第1条中、「第32条第1項」を「第100条第1項において準用する法第32条第1項」に改め、第2条第2項中、「とおりとする」を「額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。」に改めまして、これを加えることによりまして、同条第3項の、1円未満の端数が発生いたしませんので第3項を削除し、第3条第2項ただし書中の「消費税法（昭和63年法律第108号）」を「消費税法」に、「地方税法（昭和25年法律第226号）」を「地方税法」に改め、同条第3項中、「及び同条第3項」を削除し、第4条第2項中の「とおりとする」を「額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。」に改め、同条第3項中の「及び同条第3項」を削除するものです。

次に、別表第1中の「3,970」を「3,680」に、「400」を「370」に、別表第3中の「216」を「200」に、「172」を「160」に改めるものです。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行させていただき、施行日前の許可に係る流水占用料等については、従前の例によることとさせていただきます。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第98号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第98号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第98号について御説明申し上げます。

サービス事業費の増額により、介護サービス事業特別会計への繰入金の額を8,648万4,000円から8,694万9,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第99号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第99号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第99号について御説明申し上げます。

人件費の増額により、今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の額を5,317万6,000円から5,357万5,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第100号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第100号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第100号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、ふるさと納税基金積立金や関連事務経費で1億201万5,000円、また新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に伴う関連経費948万4,000円、健康管理システム改修委託料372万9,000円、障害者自立支援給付費等負担金返還金441万9,000円など、1億5,733万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億8,915万円とする令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係につきましては、他会計も含め省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明をお願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第100号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）について詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうから御説明を申し上げますので、議案書63ページからよろしくお願いいたします。

まず、総務管理費の一般管理費の委託料でございます。こちらにつきましては、児童手当法の一部改正に伴いまして、本年度中に人事給与システムの改修が必要となりましたので、改修委託料といたしまして17万6,000円、また地方公務員法の一部改正によりまして令和5年4月より定年が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられるということから、例規整備が必要となっておりまいます。そのために、定年延長に伴う新制度支援業務委託料44万円の合わせて61万6,000円の委託料を補正させていただくものでございます。

なお、人事給与システム改修につきましては、国の子ども・子育て支援事業費補助金を充当させていただいております。

次に、財産管理費でございます。こちらにつきましては、県内の市町村が参加をして、岐阜県情報セキュリティクラウドが本年度末に終了をするため、令和4年4月からの2期システムへの機器更新に伴う関係経費でございます。岐阜県セキュリティクラウドの更新設定業務委託料73万7,000円と構築に伴います当町の負担金55万9,000円、合わせまして129万6,000円を補正させていただくものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 企画費、役務費122万7,000円、委託料2,532万1,000円、使用料及び賃借料546万7,000円につきましては、ふるさと納税増額に係る関連経費の増額でございます。昨年度を上回る寄附を順調にいただいております。今年につきましては1億2,000万円の寄附を目標に現在進めておるところでございます。

続きまして、財政調整基金費、ふるさと応援基金に今回補正分7,000万円を積み立てるものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 64ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費の委託料52万円でございますが、戸籍システムのクラウド化に伴い、住民基本台帳システムとの連携を行うため、システム設定の変更が生じたので補正をお願いするものでございます。

続きましては、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の償還金利子及び割引料441万9,000円でございますが、障害者自立支援給付費等負担金の令和2年度の事業費確定に伴う国・県への返還金でございます。

繰出金46万5,000円は、介護サービス事業特別会計への繰出金でございます。

介護保険事業費の繰出金25万5,000円でございますが、介護保険特別会計繰出金の介護保険事業町費負担分を53万7,000円増額し、事務費等分を28万2,000円減額するものでございます。

児童福祉費、児童福祉総務費の扶助費425万円でございますが、施設型給付費102万8,000円、障害児通所給付事業300万円、施設等利用費22万2,000円の増額につきましては、現在の利用状況による見込みを立てましたところ、当初の予算が不足する見込みのため補正をお願いするものでございます。

償還金利子及び割引料289万4,000円でございますが、子どものための教育・保育給付交付金返還金38万3,000円、障害児入所給付費等負担金返還金235万5,000円、子育てのための施設等利用給付交付金返還金10万1,000円、続きまして65ページをお願いいたします。子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金返還金3万7,000円、子ども・子育て支援交付金返還金1万8,000円は、こちらも令和2年度の事業費確定に伴う国・県への返還金でございます。

児童措置費、委託料の64万4,000円でございますが、児童手当法施行令が改正され、児童手当の現況届の省略、所得上限額の創設等に伴うシステム改修の経費で、国庫補助10分の10でございます。以上でございます。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の償還金利子及び割引料、母子保健衛生費国庫負担金返還金9,000円は、令和2年度未熟児養育医療費等国庫負担金事業の事業実績に伴い、今年度において精算により返還するものでございます。

次の繰出金274万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、国保関ヶ原診療所において新型コロナウイルス感染検査機器を導入したいため、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金を計上しております。

続きまして、目2予防費についてですが、新型コロナウイルスワクチンの追加接種の実施に伴い、今年度3月までの事業実施計画に基づきまして、現在の予算残額から精査しまして不足する必要経費につきまして追加補正をさせていただき、また令和2年度分の事業費の確定に伴いまして前年度分の補助金の返還金を計上しております。

職員の時間外手当として80万円、需用費の消耗品費は、消毒液等やコピー用紙代として28万2,000円、役務費の通信運搬費は、接種券や通知文または案内文などの発送代として66万円、手数料は、町外の接種者による国保連への請求事務支払手数料として7万円を追加させていただきます。

続きまして、委託料767万2,000円は、個別接種実施に伴い、各医療機関への接種委託料を

600万円追加補正させていただき、また3回目の追加接種実施に伴いまして接種記録等システムの改修が再度必要となってくるため、システム改修費用として167万2,000円追加補正させていただきます。

続きまして、償還金利子及び割引料22万9,000円は、令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金につきまして、事業費の確定に伴いまして、昨年受け入れました補助金395万4,000円のうち、今年度においてその一部を返還するものでございます。

続きまして、目3健康増進事業費の委託料372万9,000円は、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の改正によりまして、健診結果等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや個人が一元的に確認できる仕組みを構築するため、国が定める標準的な様式に対応できるよう整備を行い、また健診の情報についてマイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するため、自治体中間サーバーに情報を登録するに当たり必要なシステムを整備するため、業者へシステムの改修を委託するものでございます。

なお、この経費につきましては、感染症予防事業費国庫補助金の対象となっておりまして、様式の標準化に伴う整備分が補助率2分の1、情報連携システム整備分が補助率3分の2となっており、財源として国庫支出金174万9,000円を計上しております。

私からの説明は以上となります。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、66ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農地費の負担金補助及び交付金325万円につきましては、町道玉六反田線、いわゆる戦国ロードの舗装補修につきまして、実施する補助事業が県営農道施設強化対策事業から県営ふるさと農道整備事業へ組替えになったことと、あと事業費の減に伴って425万円を減額するものでございます。

続きまして、町単土地改良事業補助金100万円につきましては、今年度予算といたしまして120万円の予算をお認めいただいているところでございますが、当初予算計上の分が既に執行されまして、各地域の農業用施設の老朽化に伴う補修要望の増に伴いまして補正をお願いするものでございます。

なお、財源の680万円につきましては、過疎対策事業債の組替えでございます。

続きまして、繰出金39万9,000円につきましては、今須農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。

同じく66ページの中段、林業費でございます。

林業振興費、需用費30万円につきましては、有害鳥獣捕獲事業実施に伴うわな補修部品等が不足し、購入する必要があるため補正をお願いするものでございます。

続きまして、林道費、負担金補助及び交付金75万円につきましては、町単林道事業補助金で

ございます。今年度予算といたしまして、補正も含め75万円の予算をお認めいただいているところでございますが、予算計上の分が既に執行されまして、作業道開設等の要望も多いことから補正をお願いするものでございます。

○地域振興課長心得（難波真哉君）　続きまして、商工費でございます。

商工業振興費につきましては、財源250万円の国庫支出金から一般財源への組替えでございまして、歳出の補正はございません。

観光費と観光施設整備費につきましては、グランドデザイン事業関係予算の組替えでございます。

まず観光費でございますが、177万4,000円の減額でございます。

旅費5万円、大都市圏等への広域観光PR事業における出張旅費でございます。

委託料300万円の減、関ヶ原観光まちづくり推進事業委託料200万円の減、新型コロナウイルス感染症により10月頃までのイベントを中止したことによる事業費の減額でございます。

関ヶ原古戦場広域観光PR事業委託料100万円の減につきましても、新型コロナウイルス感染症により観光PRの機会が減少したことによる事業費の減額でございます。

工事請負費、既設小型誘導サインポール撤去工事17万6,000円につきましては、看板を立てさせていただいている地権者より撤去の要望がございましたので、その撤去費用でございます。

備品購入費、武将甲冑100万円、令和5年の1月から始まるNHK大河ドラマ「どうする家康」の放映を見据えまして、PRイベント等で使用するために徳川家康の甲冑レプリカを購入するものでございます。

続きまして、観光施設整備費205万5,000円の増額でございます。

需用費、消耗品費45万5,000円、関ヶ原駅前から岐阜関ヶ原古戦場記念館までの県道沿いや各陣跡に設置する武将のぼり旗の購入費でございます。

工事請負費、大のぼり用竹設置工事160万円、国の史跡や陣跡等町内の9か所に設置してある大のぼり旗の竹や部品の交換工事費でございます。以上でございます。

○産業建設課長（福安健司君）　同じく67ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費、公有財産購入費2,056万1,000円につきましては、町道西町若宮線の土地購入費でございます。先般9月議会におきまして、関ヶ原石材敷地内の法定外公共物の払下げによる歳入をお認めいただいたところでございますが、今般の払下げに併せまして、関ヶ原石材の西側にございます町道西町若宮線につきまして、現在町道敷が関ヶ原石材所有の土地となっているため、今回道路敷として取得したく補正をお願いするものでございます。

続きまして、償還金利子及び割引料9,000円につきましては、法定外公共物使用料還付金でございます。県道南濃関ヶ原線沿線の住宅の乗り入れ部分に存在する水路の占用料につきまし

て、本年３月に占有者から相談を受け、調査した結果、平成16年に法定外公共物の譲与を受けた際に、元来岐阜県が占用料を賦課していた水路をそのまま引き継ぎ、法定外公共物として町が賦課を続けておりましたが、実際は水路敷として登記がされておりませんで県道敷地のままとなっておりまして、町として占用料を賦課すべきでないことが判明し、占用料を還付するため補正をお願いするものでございます。

続きまして、道路橋梁維持費の130万円につきましては、過疎対策事業債への組替えでございます。

68ページをお願いいたします。

土木費、都市計画費、都市計画総務費、委託料133万7,000円につきましては、電線類地中化検討業務でございます。現在、景観計画重点区域の指定を検討しております東首塚から県古戦場記念館周辺の区間におきまして、電線類の地中化について電力事業者等との協議等を伴いながら検討を行いたいため、補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、事業費の３分の２、89万1,000円を県の関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金を活用し進めてまいりたいと考えております。

続きまして、住宅費、住宅管理費、需用費75万円につきましては、町営住宅の修繕料でございます。今年度予算といたしまして250万円の予算をお認めいただいているところでございますが、当初予算の計上分の不足が見込まれておりまして、今年度は老朽化が進む町営住宅の補修箇所が増加し、元来中山住宅だけではなくて、御祭田住宅や天満住宅におきましても補修が発生していることから補正をお願いするものでございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 教育委員会関係の分でございます。

１つ戻りまして、公園管理費のほうでございます。

需用費の34万2,000円を計上いたしておりますが、こちらは桃配運動公園の浄化槽の点検時に亀裂が入っているというような指摘がございましたので、その修繕料11万5,000円と、同じく桃配運動公園内の街灯が破損により割れてしまっているということで、漏電の危険性もあることから修繕料22万7,000円でございます。

１つ飛びまして、教育費のほうでございます。

教育総務費、放課後児童クラブ費の償還金利子及び割引料の４万円につきましては、令和２年度の子ども・子育て支援交付金の額の確定に伴う返還金でございます。

続きまして、小学校費、学校管理費の需用費150万7,000円についてです。

光熱水費の30万円につきましては、関ヶ原小学校の新型コロナウイルス対応としまして、窓の換気に伴い電気料が想定以上となり不足する分でございます。それから、修繕料の120万7,000円につきましては、暖房設備の集中監視装置が故障いたしましたので、そちらの修繕料でございます。

69ページをよろしくお願いいたします。

役務費 1 万 6,000 円につきましては、消防法に基づく消火栓に保管してあるホースの耐圧試験が必要となりましたので、その費用でございます。

次に、中学校費、学校管理費、需用費の燃料費であります 15 万円につきましては、今須方面のスクールバスの燃料費の不足見込み分でございます。今須方面のスクールバスにつきましては、中学校費で現在計上しておるということで、こちらは中学校費のほうで燃料の不足分を計上させていただいております。統合初年度ということでございまして、概算にて計上しておりますためでございます、よろしくお願いいたします。

続きまして、社会教育費、社会教育総務費の需用費の 4 万円につきましては、野上地内六部公園の街灯が切れておりまして、そちらの修繕料、それから公民館費の需用費 9 万 7,000 円のほうでございます。本館の 3 階におきまして、長い蛍光灯がございますけど、その照明がずっと切れておりまして、そちらの修繕費用ということでございます。

続きまして、保健体育費、町民体育館費、需用費の 21 万 4,000 円につきましては、町民体育館の外の街灯の修繕費、役務費の 4 万 6,000 円は、先ほどございましたが、消防法に基づく消火栓のホースの耐圧試験料でございます。

以上が歳出になります。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

60ページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、施設型給付などに関わる国負担分、合計 193 万 9,000 円でございます。

衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 600 万円、新型コロナウイルスワクチン接種を実施するための国負担分でございます。

国庫補助金、総務費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金、職員の児童手当システム改修に関わる国庫補助金でございます。

民生費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金 64 万 4,000 円、児童手当システム改修に係る 10 分の 10 の国の補助金でございます。

衛生費国庫補助金、感染症予防事業費等補助金 8 万 4,000 円、ロタウイルスの情報連携システム改修事業の補助金採択によるものです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 250 万円、直診勘定へ繰り出し、新型コロナウイルス感染症に係る検査機器購入などに充てるものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 348 万 4,000 円、システム改修など新型コロナウイルスワクチンの接種のための必要な体制の確保に充てるものでございます。

健（検）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金 174 万 9,000 円、健（検）診結果

の利活用に向けた情報標準化整備の健康管理システム改修に関わる補助でございます。

商工費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金250万円の減、実績見込みによる交付金充当額の減でございます。

61ページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、施設型保育給付などに関わる県負担金、計96万3,000円でございます。

県補助金、民生費県補助金、施設型保育給付補助金11万2,000円、施設型保育給付に関わる補助、商工費県補助金、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金6万9,000円、ランドデザイン事業増減による増分でございます。

土木費県補助金、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金89万1,000円、電線類地中化検討業務委託料に対して3分の2の県の補助金でございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金7,000万円、当初予算から7,000万円の増を見込むものです。

62ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、前年度繰越金7,672万3,000円を充当させていただきます。

町債についてですが、県営ふるさと農道整備事業、橋梁補修事業について過疎対策事業債を充当させていただきまして、併せて57ページ、第2表の地方債限度額の変更をさせていただくものでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 65ページですが、ここで聞いていいのかわからないんですけど、国民健康保険の繰出金274万4,000円、コロナ検査機器という説明があったんですが……。

〔「病院事業で聞いたほうがいいんじゃない」の声あり〕

〔「特別会計」の声あり〕

で聞いたほうがいいですか。分かりました。

それから、同じく65ページの健康増進事業費372万9,000円、これはシステム改修ということで、これは確実にあれですか、マイナンバー対応ということでしょうか。

結局今、政府はすごい勢いでマイナンバーカードを作れ作れといって、すごい勢いなんです。結局そういう病院でもそれが使えるようにというようなことで一生懸命やっているんですが、

なかなか広がっていないという現状があると思うんですが、これは本当に必要なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） すみません、ちょっと質問に対してきちんとお答えできるかあれですが、一応これはやっぱりマイナンバー制度の活用について進めていきたいという国の事業でございまして、今現在、健診をせっかく電子化しても、個人のところの市町村だけで管理しておるようではやっぱりいけないというところで、各市町村間で連携が図れるようにするために、国が標準的な様式を整え、そしてそういう閲覧ができるように進めていきたいということで、今年度中に実施しろということですので、補助金ですけど、マイナンバーについては3分の2の補助金がついてということで、実施するよにということで通達が来ておりますので、今回補正をさせていただいたところでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） 3つほどですけど、1つは要望ですけど、68ページの電線地中化ですね。成果品が出てきてからでいいですが、もしその辺でまた説明していただけるようなことがあればと思って、要望です、あくまで。

それと、あと67ページのサインポールなんですけど、これはグランドデザインでつけられたものではないんですかね、既設の小型誘導サインポール。それがどけてくれというようなことがあると、今後そのようなことがないかどうかと、あと69ページでございますが、ホースの耐圧試験ですね、消火栓の。これはほかのところでは何も該当はないんですかね、町全体では。その辺だけ、以上です。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 67ページのサインポールの撤去工事でございますが、こちらは柴井地区の地権者のほうから年内ぐらいに至急撤去してほしいということで撤去するものでございまして、議員御指摘のとおり、グランドデザイン事業で設置した共通のデザインのサインポールでございます。取りあえず一旦は撤去をさせていただいて、保管をして、再度どこに設置をするか検討をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 69ページの消火栓ホースの耐圧試験の関係ですが、こちらは教育委員会が管理しておる施設、学校開放に関する体育館とか町民体育館ということで、皆さん利用されるような施設について、蓋を開けてみたところ10年を経過しているホースであったというようなことで、耐圧試験をした上で消防署に御報告をさせていただかないといけないというこ

とでございます。

ほかの施設についてはどうかということでございますが、一般的にはやはり利用度の高い施設ということで、教育委員会関係の施設にそういったものが集中しているような傾向がございますので、今回はこの2か所がちょっとその該当があったということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点だけお願いします。66ページと67ページにあります商工費の中の観光費、委託料で200万円と100万円のグランドデザイン関係の部分ですが、これはコロナの関係で予定していた、こういう事業ができないというのは理解します。それで、どんな観光まちづくり推進事業というのはされているのか具体的に伺いたいんですが、例えば大都市でいろいろ観光PRするということは聞いていますけど、それ以外にどういうことをされているのか、それから今年度コロナの関係でできなかったということですが、来年以降、この種の事業についてどう考えておられるのか。やっぱり投資対効果ということも考えた上で、毎年同じようなPR活動よりも、やっぱり重点的にここに投資をするとか、そういうめり張りをつけた観光PRも必要ではないかと思うんですが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 関ヶ原観光まちづくり推進事業委託料と関ヶ原古戦場広域観光PR事業委託料で300万円の減額をさせていただいております。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響で10月まで予定をしていたイベントができませんでした。関ヶ原合戦まつりもその一つではございますけれども、夏場のイベント、また陣跡制覇等のイベントもできませんでしたので、その減額でございますし、広域観光PR事業につきましては、東京、名古屋、大阪等の大都市圏であったりとか、岡崎、また滋賀県の長浜と米原、彦根等のゆかりのまちへの広域観光PR事業というのなかなか10月までできませんでしたので、その分の減額でございます。

今後につきましては、特に来年度は、令和5年1月から大河ドラマ「どうする家康」が放映が始まりますので、それに向けて何らかの徳川家康をテーマにしたイベントであったりとかPRであったりとか、また岡崎につきましては、関ヶ原のゆかりのまちでございますので、何らかの連携事業ができたりとか、そのようなことができないかなあというふうに考えております。以上でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 谷口輝男君。

○2 番（谷口輝男君） すみません、1 つだけ、66 ページの商工業振興費の国庫支出金が250 万円減額で、一財で250 万円対応しているんですけど、これは何の事業でしょうか。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 売上減少事業者等支援金を見込んだところ、この額が出ない可能性があるということで、充当を減額させていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2 番 谷口輝男君。

○2 番（谷口輝男君） すみません、それで、いわゆるないということで国庫を減らしたんですけど、総額を減らさずに一財で対応したということですか。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） この支援金の額そのものが幾らになるかというめどが立たないですので、現在。まだ受付はできる状態になっております。ただ、その上に今思っている以上に来たら一財で対応せざるを得ませんが、程度であろうということでこのような形を取らせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2 番 谷口輝男君。

○2 番（谷口輝男君） 満額になったときは250 万円を一財で対応するということですね。そういうことになるね。

○企画政策課長（高木久之郎君） そうなります。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8 番 吉田仁君。

○8 番（吉田 仁君） 1 点だけですが、電線の地中化の検討業務委託料というのがありまして、どこかで電柱等を地中化しようという思いがあって、また先ほど固定資産税の減免というの、これはどこかの関ヶ原でこういうことをやろうという意思があって、そういう思いが調査の中にあってこういう提案になっておるのか、個別にばらばらで出ておるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） この業務につきましては、先ほどちょっと御説明をさせていただいたんですが、東首塚から古戦場記念館周辺の区間ですね。いわゆる、具体的に申し上げると、東首塚から365 号に接続するはなしげさんの、このルート上の電線類の地中化の検討業務となります。

議員御指摘の過疎の関係の固定資産税のほうとの直接的なリンクというのは、こちらのほうもちよっと考慮には入れておりませんが、いずれにいたしましても、当然そういった電線類の地中化ないし景観計画の重点区域の指定がなされれば、その区間につきましては何らかの形で事業者さんとかも集中するとは思いますが、そういった場合の、先ほどの固定資産税の減免等もタイミングが合えば適用できるのかなということはおっしゃっています。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） すみません、まちの中、ここをこうしたいという思いがやっぱりないとなかなか実現というのはできないんじゃないかということをお大変危惧しておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） ほか、質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第22 議案第101号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第101号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第101号について御説明を申し上げます。

人件費の不足見込みや保険給付費等の不足見込みなど5,067万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,148万6,000円とする令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を定めますので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） それでは、議案第101号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

初めに、74ページの歳出をお願いいたします。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費3,300万円でございますが、今年度の療養

給付費の実績が現在のところ月平均4,500万円ほどでございまして、年度末において予算不足が生じる見込みのため、補正をお願いするものでございます。

高額療養費、一般被保険者高額療養費1,700万円でございますが、こちらも現在のところ月平均740万円ほどで、こちらも予算不足が生じる見込みのため、補正をお願いするものでございます。

葬祭諸費、葬祭費35万円でございますが、11月末で12名の60万円の支出がございまして。残り3名分の15万円の予算となりますので、こちらも予算不足となる見込みがありますので補正をお願いするものでございます。

75ページの保健事業費は、人件費の補正でございます。

戻っていただきまして、73ページの歳入でございます。

県支出金、県補助金の保険給付費等交付金の普通交付金5,000万円でございますが、こちらは歳出の療養給付費3,300万円と高額療養費1,700万円に対するものでございます。

その下の特別交付金25万6,000円は、特別調整交付金分でございます。

繰越金でございますが、その他繰越金として41万5,000円を充当させていただきます。

以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第102号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第23、議案第102号 令和3年度関ケ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第102号について御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る検査機器の購入費及び検査に伴う医療材料費で274万4,000円、また燃料費の高騰に伴う見込み分を含め484万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,820万7,000円とする令和3年度関ケ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、議案第102号 令和3年度関ケ原

町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

まず、歳出より御説明させていただきます。

議案書の80ページをお願いいたします。

総務費、施設管理費、一般管理費の需用費の燃料費210万円の増額は、中病棟3階に開設した看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営に伴いまして、調理や給湯に使うLPガス代、またお風呂の使用の頻度増によりまして灯油の使用量が増加していること、また昨今の燃料費の高騰により支払額の増加が見込まれるため、今年度分につきまして再精査し、現計予算額に対して不足する額を今回増額させていただきます。

続きまして、医業費、医業費、診療費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症遺伝子検査システム機器を購入するものです。

需用費の医薬材料費は、検査に伴う試薬等で1セット24回分を8セット購入させていただき120万円、備品購入費154万4,000円は検査機器本体等ございまして、今回導入を考えております検査システム機器は、厚生労働省からPCR法同等の承認を得られておりますNEAR法という遺伝子検査システム機器でございまして、従来の様々な検査種類の中で最新かつ今急速に普及が進んでいる検査方法でございまして、高スピード、高精度による検査が可能ということで、陽性の場合ですと最短で5分、陰性ですと13分というスピードで検査結果が分かるものとなっております、今回購入につきましてもしお認めいただけましたら、医療現場のほうにおきまして有効に活用していきたいと考えております。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

議案書の79ページをお願いいたします。

補正総額484万4,000円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業分として、一般会計より繰入金274万4,000円を計上し、前年度繰越金が163万5,000円、諸収入の雑入につきましては、燃料費増額による介護サービス事業特別会計事業との面積案分によりまして、負担金として46万5,000円を財源として計上させていただいております。

簡単ではございますが私からの説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 80ページですが、今説明がありましたPCR検査の件ですけれども、非常に高スピード、高性能ということで期待が持てるんですが、ずっと日本共産党は国会でも、いつでも誰でもどこでもPCR検査が受けられるようにと、やっぱり無症状の患者をいかに早く確保するかということが感染を拡大させない一番の方法だということをずっと主張してきた

んですが、なかなか前進できなかったということで、こうして身近に検査ができるということになれば、やっぱりその土台がつくられたって条件があるということなので、ぜひとも無料、または低額でこの検査が受けられるようにしていただきたいと思うのですが、今のところどういうふうでこの検査が可能なのか伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 一応今回予算を認めていただきましたら、今年度中、1月、2月までにこの機器を購入させていただきまして、4月から運用していきたいというふうに考えております。

まだ、実は具体的な細かい運用につきましては今検討中でございまして、もちろん診察に伴う保険適用ということで診察にも使っていきたいですが、自由診療の中で御本人さんから自費というか、自己負担をいただいて、そういう検査もできたらなというふうに今考えております。

また、この辺ちょっと無料というわけにはいかないのかなというところで今私自身は考えておりますが、無料で殺到されても、材料とかそういうのも全部町が持ち出しということになりますので、一応幾らか自費を取って、今国のほうでもワクチンの検査パッケージ制度みたいなものを設けて、旅行とか行かれるときにそういうので登録した業者さんは規制の緩和をすることということで、そういう証明を求めるということで事業も進んでいくのかなというところもありますので、うちのほうとしてもそれに対応できるよう進めていきますが、無料ということは今のところちょっと考えておりませんので、その辺はちょっと御了解願いたいと思います。

また、金額につきましては、またちょっと今後精査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） ちょっと関連で1点、非常にこういう機器の導入によって町民の不安が少しでも取り除かれればいいことだと思いますけれども、それで使用する場合には、当然医師の診察なり診断なり、指示があつてこういう機器が使われるわけですね。ただ、今話がありましたように、事前に予防をする、あるいは自分が、本当に無症状だけど、かかっていないかどうか不安だという町民も見えらると思うんですけれども、そういう場合に町民の希望なり要望でこの機器が使えるかどうか、もちろんそのときには多少の有料負担部分があるかもしれませんが、そこら辺のマニュアルだとか、それからこの機器を扱うのが誰かという、例えば医師なのか、あるいは看護師さんなのかということのマニュアル的なものはつくられているかどうか伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） ごめんなさい、先ほどもちょっと申しましたが、運用につきまして、まだマニュアルは、今はまだつくっておりません。ただ、今検討中でありまして、4月から検査ができるようにということで、そういうマニュアルも含めた体制については整備していきたいというふうに思っております。

検査自体は、医師の診察に基づいて行うんですが、今のところ臨床検査科、検査技師さんによる検査をしていただくというふうに思っております。以上です。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第103号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第24、議案第103号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第103号について御説明を申し上げます。

介護予防サービス給付費及び人件費の不足に伴い426万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,165万6,000円とする令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） それでは、議案第103号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

初めに、88ページの歳出をお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、当初予算におきまして介護報酬改定システムを一般会計からの事務費繰入金で計上をしておりましたが、国庫補助2分の1をいただけることになりましたので、財源の組替えをさせていただくものでございます。

保険給付費の介護予防サービス給付費350万円、介護予防サービス計画給付費60万円でございますが、給付費が月々増加をしておりますので、予算の不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

89ページの地域支援事業費につきましては、人件費の補正でございます。

戻っていただきまして、85ページの歳入でございます。

保険料、第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料でございますが、98万1,000円を

補正させていただきます。

国庫支出金、国庫補助金、4目の下から2行目でございますが、介護保険国庫補助金、介護保険事業費補助金28万2,000円でございます。システム改修分の2分の1の補助でございます。

それに伴いまして、87ページ最後の繰入金、その他一般会計繰入金、事務費繰入金28万2,000円を減額させていただいております。

その他の歳入、85ページの国庫支出金、86ページの支払基金交付金、県支出金、87ページの繰入金でございますが、これらにつきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の補正額に合わせましてそれぞれの負担割合が決まっておりますので、その負担割合に基づきまして補正をさせていただきます。

以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第104号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第25、議案第104号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第104号について御説明申し上げます。

看護小規模多機能型居宅介護事業を関ヶ原診療所において運営しておりますが、昨今の原油高騰により施設に係る燃料費の不足が見込まれることから、施設利用負担金46万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,515万3,000円とする令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第105号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第26、議案第105号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特

別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第105号について御説明申し上げます。

人件費の不足見込み39万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,172万9,000円とする令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第106号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第27、議案第106号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第106号について御説明を申し上げます。

給水事業の増加に伴う工事費80万円、また給水管布設に係る工事費69万円を追加する令和3年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） 議案第106号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の100ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明をさせていただきます。

住宅等への新規の取り出し工事に対応するため、給水工事費2件分として80万円を収入、支出それぞれ補正させていただくものでございます。

次に、101ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出といたしまして、資本的支出で、中町地内におきまして、住宅の解体に伴い、当該宅地内を通して隣接する住宅に配水をしておりました給水管の布設替えが必要とな

りましたため、工事費として69万円の補正をさせていただくものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9日から16日までの8日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日9日から16日までの8日間は休会することに決しました。

来る12月17日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは12月13日月曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時25分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 吉 田 仁

会議録署名議員 高 木 博 之